岐阜市産業廃棄物不法投棄事案経過等報告について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場の現地見学について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課(内線 6269)

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案における対策工事の状況を、広く市民の方々にお知らせし、ご理解を得ることを目的に8月26日から現地見学を実施いたします。 参加を希望される方は、次の現地見学実施要領に従ってお申込みください。

現地見学実施要領

(1) 現地見学実施日

原則として、毎週水曜日に行います。ただし、岐阜市の休日を定める条例(平成元年条例第45号)に定める本市の休日を除きます。

(2) 現地見学時間(1時間程度)

午前の部:午前10時から 午後の部:午後2時から

(3) 現地見学人数の上限

一回に現地見学を行える人数は、20人程度を上限とします。

(4) 現地見学の申し込み

現地見学を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ担当課まで提出してください。

申込書は、担当課に置くとともに本市ホームページに掲載しておりますが、ご希望の 方には郵送もいたしますので電話等で担当課までお問合せください。

申し込みは、担当課に直接提出していただく他、郵送、ファックス、メールでも受付します。ただし、電話での受付はできません。

なお、申し込みは申込書による先着順とし、申し込み期限は現地見学希望日の前週の 火曜日までとさせていただきます。

(5) 現地見学決定の連絡

現地見学の日時決定後、申込者に現地見学実施通知書を送付(お渡し)しますので、現地見学の当日は、現地見学実施通知書をご持参ください。また、現地見学実施通知書の送付方法は、受付けた方法又は郵送によるものとします。

なお、申し込みが申込書による先着順のため、ご希望に添えない場合があります。その場合は、その旨連絡いたします。

(6) 留意事項

現地見学の際には、次の留意事項をご了解のうえ、お申し込みください。

- ① 現地見学にあたっては、本市又は鴻池・内藤特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)の職員の指示に従ってください。
- ② 現場内は駐車場が限られており、見学者用駐車場は4台分です。他の見学者の方もありますので、見学される方はできる限り相乗りでお願いします。当日は、現地見学実施通知書記載の車両数でお越しください。また、25人乗り以上の車両(観光バス等)での来場はご遠慮願います。
- ③ 現場内は工事用機械や工事用車両が作業を行っておりますので、決められた区域以外への立ち入りは禁止します。
- ④ 現場は日々状況が変化します。そのため、現地見学の内容が変わることが想定されますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑤ 現場内のいかなるもの(配布資料は除く。)も、持ち出しを禁止します。
- ⑥ 現地見学の際は、現場内で行っている工事従事者の作業を妨げないでください。
- ⑦ 現場見学にあたっては、施設、設備又は展示品を破棄若しくは破損しないでください。
- ⑧ 暴力行為や大声をあげる行為など現地見学を妨害する行為はしないでください。
- ⑨ 上記留意事項に従わず事故等があった場合には、本市及びJV はその責を負いません。
- ⑩ ①~⑧の留意事項を守っていただけない場合は、それ以降の現地見学を中止する場合があります。

(担当課)

岐阜市環境事業部産業廃棄物特別対策課 〒500-8720 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地

(TEL) 058-265-4141 (内線 6276)

(FAX) 058-262-0572

(E-mail) san-toku@city.gifu.gifu.jp